2006 年度 活動報告

ハンセン病市民学会は、2005 年 5 月 14・15 の両日、菊池恵楓園で設立総会・交流集会を開催して以来、遅々たる歩みではありますが、活動を続けて参りました。設立段階で 390 名であった会員は、現在では794名(06/04/30現在)に至っています。

2006 年 5 月 13・14 の両日には、富山市で第 2 回総会・交流集会を開催し、2 日間で、延べ 1300 名以上の方に参加して頂きました。部会活動については、宗教部会、青年・学生部会、家族部会、教育部会、図書・資料部会(準備会)がすでに様々な活動を重ねてきましたし、マスコミ部会も設立準備の段階です。

個別の課題については、先ず、ハンセン病療養所の将来構想問題については、2006年 11月 11日、東京・永田町で開催された全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)主催の「ハンセン病療養所の未来をつくる 社会との絆を求めて 」を後援、引き続いて「療養所の将来構想を考える会」(現在は、「療養所の将来構想を進める会」に改名)に参加し、全療協をはじめ各療養所自治会、原告の皆さん、退所者の皆さん、そして弁護団とともに、論議を進めてきました。

次に、「胎児標本」問題については、前年度に続き、「胎児標本」の扱い方のみを問題とするのではなく、ハンセン病療養所内で子どもを生むことが許されなかったことの真相究明と、そのもとで形成された妊娠を罪悪とするトラウマからの解放を訴え、2006年7月31日、厚労大臣宛に「<u>胎児標本の取扱に関する要望書</u>」を提出しました。さらに、同年11月12日に、東京・渋谷でシンポジウム「胎児標本問題から考える検証の必要性 ハンセン病問題は私たちの「今」を問い続けている 」を開催致しました。そして、星塚敬愛園において突然、行われた「胎児標本」の火葬では、「胎児」の遺族の確認がない一部の「胎児標本」も合わせて「火葬」されようとしたことを鹿児島の支援者の方たちと行動を共にしてくい止めることができましたが、これについて抗議の意思を含めて、2007年2月13日に、市民学会宗教部会と連名で「星塚敬愛園『胎児標本』火葬問題についての緊急声明」を同園に手渡しました。

また、旧植民地・旧占領地におけるハンセン病隔離政策の検証と補償実現については、私たちは一貫して日本一国だけではなく、アジア・太平洋地域を視野に入れてハンセン病問題と取り組む姿勢をとってきましたが、台湾・韓国に続けて旧「南洋群島」(ミクロネシア)についても取り組みを進め、2006 年 12 月 26 日に「ミクロネシアへの補償についての要請書」を、2007 年 3 月 30 日には「旧『南洋群島』のハンセン病回復者への補償を求める要請書」を、それぞれ厚生労働省に提出しました。こうしたなか、全国の多くの方々の尽力が実り、厚生労働省もようやく旧「南洋群島」への補償を認めることになりました。

さらに、台湾で、行政当局が、楽生院の場所に地下鉄の基地を建設するため、入所者を強制退去させようとしている問題についても、2007 年 3 月 22 日、「台湾楽生院強制退去通告に対する抗議声明」を送り、その撤回を求めました。

このほか、『ハンセン病市民学会ニュース』3号・4号、『ハンセン病市民学会2006年年報』を発行し、活動報告、意見交換、研究発表の場を設けて参りました。また、会員宛のメールニュースやホームページを通して、全国各地で行われるハンセン病問題への取り組みや行事について情報発信するセンター的な役割を果たして参りました。

2007 年度 活動方針

1 ハンセン病問題を取り巻く現状

2007 年度、ハンセン病問題をめぐる状況に新たな動きがありました。ひとつは、旧植民地への補償に関してです。たしかに、2006 年 3 月に「ハンセン病補償法」は改正され、厚生労働省は韓国・台湾についての補償を開始致しました。しかし、台湾では申請者 28 名全員が補償を受けられたのに対し、韓国では 441 名の申請者中、271 名の方がまだ補償を受けられない状況です(2007 年 4 月段階)。隔離を証明する文書が不明というのが、その理由です。また、2007 年 4 月20日には、厚生労働省は旧「南洋群島」にも補償をおこなうことを告示しました。しかし、旧「南洋群島」においては、韓国以上に隔離を証明する文書は残っていません。補償法の改正だけでは、すべての該当者に補償が実現するとは限りません。さらに、旧「満州」に対しては、厚生労働省は、「満州国」政府の問題で、日本政府は関与していないという、国際社会では通用しない論理により補償を否定しています。補償該当者が高齢化し、かつ法律の期限も迫るなか、旧植民地への補償は楽観できない状況です。

次に、「胎児標本」については、厚生労働省は「火葬」をもって決着させようとしています。違法行為があったことを謝罪するのではなく、「胎児標本」を長く放置して、関係者に精神的苦痛を与えたことを謝罪するのみです。これは、かつて「らい予防法」を廃止したときの「謝罪」と共通した論理です。すなわち、厚生労働省は、強制堕胎・強制断種・新生児殺という国家がおこなった違法行為を、歴史の闇に葬ろうとしています。

さらに、国がハンセン病回復者の最後のひとりまで保障する、入所者の意思に反した療養所の統廃合はしないと言ってきた厚生労働省の姿勢が変化してきました。すなわち、「長尾レポート」に示されたように、国立療養所の統廃合が示唆されだしました。入所者の高齢化と減少が進むなかで、一時の猶予もできない現実が、そこにあります。

このように、ハンセン病問題の現状は、2001 年 5 月 11 日の熊本判決とそれを受けて設置された「ハンセン病に関する検証会議」が提起した検証結果を有意義なものにする方向にではなく、形骸化に向かう「逆コース」が進行しています。

2 具体的な 2007 年度活動方針案

私たちの活動の柱は、交流・検証・提言 の3つです。

(1)交流

交流には、全国のハンセン病回復者間の交流、ハンセン病回復者と市民との交流、ハンセン病問題に取り組む個人・支援団体の交流、日本・韓国・台湾などのハンセン病問題に取り組む個人・支援団体の交流などがあります。毎年、5月11日前後に熊本判決を風化させないために年次交流集会を開き、市民学会の交流プログラムとしてだけでなく、随時、必要に応じて入所者の方たちや退所者の方たち、家族や遺族の方たちが市民の皆さんと色々な形で交流できるよう、多様な交流の場を作ることをめざします。

また、分野別の部会の設置を通して、そのテーマに関心のある人ならば誰でも参加することができる交流の機会を設け、成果を公表していきます。家族部会、宗教部会、青年学生部会、教育部会、図書・資料部会(今回、設立総会を通して正式な部会となります)に続けて、マスコミ部会準備会をはじめ、多様な活動を充実させていきます。

今後も、こうした部会の活動内容や成果については、交流集会の場や市民学会のHP に部会のコーナーを設け告知や報告などを掲載したり、『ニュース』『年報』などの誌上でも発表していきます。

(2)検証

2005 年 3 月、「ハンセン病に関する検証会議」の最終報告書が厚生労働省に提出され、日本独自の絶対的強制隔離政策が戦後も続いた真相とそれに関わる国・自治体、関係各界の責任が明らかにされました。しかし、この報告書ですべての真相が解明されたわけではありません。強制堕胎・強制断種、堕胎胎児の標本作成、韓国・台湾・旧「南洋群島」・旧「満州」をはじめとする旧植民地・旧占領地における隔離政策、国会の無作為の責任、「無癩県運動」における地方自治体の関与など、一定の事実が明らかにされても、なぜそうしたことがおこなわれたのかというその真相はまだ十分には解明されていません。

今年度は、昨年度を引き継ぎ、旧植民地・旧占領地のハンセン病問題と「胎児標本」の真相究明を進めます。これらの真相究明はまさに緊急の課題です。前者については、韓国・台湾のみならず、旧「南洋群島」、旧「満州」、中国・東南アジア・南太平洋地域における日本のハンセン病政策の実態の解明を進めます。私たちは、かつて日本の旧植民地・旧占領地で、隔離されたり、迫害を受けた方すべてに補償と謝罪がなされるよう、検証を続けて参ります。

また、後者については、「胎児標本」の背景にあるハンセン病患者に子どもを生むことを禁じた国家の論理の解明を進めます。「胎児標本」の「火葬」によって、胎児標本問題が終わることはありません。「胎児標本」の背景となる堕胎や断種の強制、さらには新生児殺という問題は、多くの障害者の方々が受けた被害と共通します。そこには、戦前・戦後を一貫する優生思想が存在します。私たちは、障害者や女性の人権を考える方々と連携して、検証を進めて参ります

第三に、新たに「無癩県運動」の実態を検証し、強制隔離が、国だけの責任ではなく、地方自治体にも大きな責任があることを検証していきます。私たちは、このことにより、けっして国の責任を軽んじようとするのではなく、国と地方が一体となって、ハンセン病患者を摘発していった構造を解明していこうと考えております。回復者がふるさとに帰れない、ふるさとを語れないという状況をつくりだした「無癩県運動」に対し、国や地方の資料を発掘し、その検証を啓発に生かし、回復者がふるさとを取り戻す社会の実現をめざします。

こうした会員の多様な検証活動の成果は、『年報』誌上や交流集会、独自のシンポジウムなどを通じて広く発表していきます。

(3)提言

私たちは、国や自治体、ハンセン病療養所、あるいはマスメディアなどに対して、ハンセン病問題への理解を深める取り組みの着手、回復者・家族の待遇などについて提言をおこなっていきます。特に、入所者の高齢化が進む療養所の現状については、入所者の視点に立った将来構想を創造する必要があります。全療協との強い連繋のもとに、ハンセン病問題への理解を深める活動や、療養所の将来構想をはじめとする今後の政策に関する提言を行っていきます。特に、将来構想については、療養所の統廃合を阻止し、療養所を地域社会に開かれた新たな医療・福祉の場としていく、すなわち、療養所の「社会復帰」をめざし、ハンセン病問題に関する新法制定をも視野に入れた論議に参加していきますし、私たち独自の役割も提言していきます。今回の交流集会のメインテーマを「療養所の将来像を考えよう」と銘打ったのも、そうした問題関心に基づいていますし、交流集会の最後に「大会宣言」を準

備しております。

また、その成果についても、交流集会や『ニュース』『年報』などの場で随時、 発表していきます。

以上、3 つの柱となる活動を円滑に進めるためにも、『ニュース』を随時発行するとともに、『年報』を年 1 回出版します。前者には交流を中心とする各地から寄せられた情報を、後者には交流集会報告や会員から投稿された論文などを掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

また、アジア・太平洋地域への補償拡大の支援、栗生楽泉園の「重監房」復元運動への支援、映画「新・あつい壁」の上映への協力などにも、署名活動への協力や、関係する講演会・シンポジウムの開催・後援など、考えられる形で随時取り組みます。さらに、各種のハンセン病講座開催・開設とそれへの講師派遣など、ハンセン病市民学会として、ハンセン病差別の解消に繋がるための取り組みを考えていきます。

ここに掲げた活動は、きわめて多岐に渡るものです。それだけ、ハンセン病問題はすそ野の広い問題でもあります。ここに掲げられていない、たとえばハンセン病医学などさまざまなテーマも含めて、これらの問題に取り組むためには、会員の皆様が、年齢、経験などに関わりなく、対等の立場でハンセン病市民学会に参加し、交流を重ね、議論を深め、ネットワークを広げて、活力あふれる思いで協働して下さることが大切です。

2007年5月12日